## 被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せの実施状況

## 〇第一次審査(本年4月より本格実施)

- ・ 国の被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金又は企業年金連合会(以下「基金等」という。)から調査依頼があったものについて、機構において、紙台帳等を確認。
- ・ 紙台帳等が基金記録と一致しており、被保険者記録を訂正する必要があると思われる場合は、原則としてご本人に確認 の上、被保険者記録を訂正。ただし、受給者について記録訂正により減額となる場合は、減額をせず、事跡を残す。

## ○第二次審査(本年10月より本格実施予定)

- ・ 第一次審査で被保険者記録が訂正されなかったものについて、基金等が行う適用事業所の人事記録等の調査結果を踏まえて記録訂正の対象となるかを判断し、必要なものは訂正する。
- 〇本年7月末までに、被保険者記録と基金記録が不一致であったものとして基金等から調査依頼があったものについての第 一次審査の実施状況は、下表のとおり。

(7月末現在)

まで	22年7月末 までの 受付件数	第一次審査終了(計 37, 443)							
		紙台帳等が 国のオンライン記録 と一致 (国の記録「正」 として基金等に 回答)	紙台帳等が基金記録と一致						
					誤」として 回答(※2)			その他 (※3)	第一次審査 未了
	( <b>※</b> 1)				うち 記録訂正済	受給者で減額と なるため 訂正しないもの	確認したが 一定期間経過 後も申出なし	(%3)	
受給権者	292, 472	14, 892	2, 649	1, 982	1, 665	642	25	849	274, 082
被保険者	421, 850	17, 415	2, 487	2, 305	1, 805	158	24	1, 569	400, 379
計	714, 322	32, 307	5, 136	4, 287	3, 470	800	49	2, 418	674, 461

- ※1 一人につき複数の不一致の理由がある場合(氏名相違と標準報酬月額相違等)は、それぞれを1件と計上。
- ※2 氏名相違等の年金額に影響しないものを含む。
- ※3 基金等から機構へ送付された時点で既に被保険者記録が訂正されており不一致が解消されていたもの等。

## 【備考】

- 〇被保険者記録と基金記録の不一致率 : 約6.4% (企業年金連合会において確認済みの約2.812万件における不一致率(5月13日時点速報値))
  - ・資格期間、標準報酬月額等の不一致 :約4.5%

重合会の記録が国の記録より高いケース 約2.3% 連合会の記録が国の記録より低いケース 約2.2% 年金額に影響がないケース 約0.1%

- ・氏名、生年月日、基礎年金番号の不一致 :約1.8%
- 〇機構への調査依頼件数の粗い試算 :約260万件

(厚生年金基金加入履歴を有するオンライン記録約4,000万件の6.4%として機械的に計算)

(注)上記実施状況の表では、一人(一オンライン記録)につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上していることに留意が必要。